

教師用指導書

指導事例と資料

中学校学習指導要領準拠

中学生用

税金と社会のかかわり

～21世紀をささえる君たちへ～

令和8年度版



沖縄県立開邦高等学校 (写真提供: 沖縄県土木建築部)

目次

- P1 …… 指導される先生方へ
- P2 …… ●私たちと税金のかかわりについて
一緒に考え、調べていきましょう
●税金の区分や種類
- P3 …… ●財政の役割
●国の財政
- P4 …… ●沖縄県の財政 ●市町村の財政
●納税の義務
- P5 …… ●これからの社会と税
●社会保障の給付と国民負担の関係
- P6 …… ●令和7年度 税についての作文 入賞作品の紹介
●トピック:インボイス制度
- P7 …… 指導資料
↳ (●税の区分や種類 ●国の財政
●地方の財政 ●これからの社会と税
●税の国際比較)
- P10

沖縄県租税教育推進協議会

この租税教育用教材『税金と社会のかかわり』は、中学校3年生の社会科公民的分野の単元である「(2) 国民の生活と政府の役割」を学習する際に、租税の意義を知り、将来の納税者としての意識を高めることに役立てていただけるよう、生徒向けに編集したものです。

この冊子を通して、

- わたしたちの生活は、租税を通して財政と深く結びついていること
- 財政と租税は不可分の関係にあり、租税は国民生活の向上を実現するために必要不可欠な要素であること

を理解してもらうことができれば幸いです。

【中学校学習指導要領との関係】

文部科学省『中学校学習指導要領』では、公民的分野の内容「B 私たちと経済」の「(2) 国民の生活と政府の役割」において、次のような内容の記載があります。

B 私たちと経済

(2) 国民の生活と政府の役割

対立と合意, 効率と公正, 分業と交換, 希少性などに着目して, 課題を追究したり解決したりする活動を通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 社会資本の整備, 公害の防止など環境の保全, 少子高齢社会における社会保障の充実・安定化, 消費者の保護について, それらの意義を理解すること。

(イ) 財政及び租税の意義, 国民の納税の義務について理解すること。

イ 国民の生活と福祉の向上を図ることに向けて, 次のような思考力, 判断力, 表現力等を身に付けること。

(ア) 市場の働きに委ねることが難しい諸問題に関して, 国や地方公共団体が果たす役割について多面的・多角的に考察, 構想し, 表現すること。

(イ) 財政及び租税の役割について多面的・多角的に考察し, 表現すること。

このような趣旨を踏まえ、この冊子では、生徒用冊子の活用を促進するために「指導事例」や「指導資料」を掲載しました。

(注) 本冊子中、各構成項目の計数は、単位未満四捨五入のため、合計と一致しない場合があります。令和7年度の予算関係は、すべて当初予算に基づいています。

私たちと税金のかかり方について一緒に考え、調べていきましょう

■ねらい

「公共サービス」や「公共施設」（いわゆる「公的サービス」）を利用するのになぜ利用料がかからないのか（利用料という形で個々の利用者から徴収しないか）を、警察・消防・ゴミ収集などを例に理解させ、これらの「公的サービス」が「税金」で賄われていることを理解させる。

■学習内容

具体的に身近な財政支出の例を挙げて、多くのコストがかかっていることを理解させる。

■公共施設

公立学校や公園、道路など、誰もが利用できる施設。

■公共施設の数

	令和6年4月現在
警察署	1,149
交番	6,215
駐在所	5,923
消防本部	720
消防署	1,716
消防出張所	3,088

■公共サービス

警察や消防、ゴミの収集・処理など、生活に欠くことができないもので、民間の経済活動では生み出せないサービス。

■公的サービスと政府の役割

日々の生活では、様々な財やサービスが消費されている。これらの中には副教材で例示したもののように、市場（民間）の動きに委ねておいては、十分に提供されないものがあり、それらは政府が「公共サービス」として提供している。外交、防衛や警察、消防、司法などは、誰もがその負担の有無にかかわらず便益を受け、ある人が便益を受けても他の便益を妨げないという性格から、市場から全く提供されない可能性がある。また、生活や産業を支える基盤となる水道や道路などの社会資本、次代を担う人材を育成するための教育、安心できる生活を確保するための社会保障などは、市場のみに委ねた場合には必ずしも必要な量や水準が確保されないおそれがある。

生命・財産を守り平和で安全な暮らしを確保するための公的サービスは、なくてはならないものである。これらは、およそ国というものが形成されるようになって以来、その基本的な役割とされてきた。水道や道路といった社会資本は、便利で快適な生活を送ったり、産業を進展させ経済的に豊かな社会を築いたりするために、また、自然環境を守ったり災害を防いだりするために、重要な役割を果たすものである。さらに、教育によって子どもたちが社会生活に必要な能力を取得していくこと、社会保障によって、貧しい人を社会全体で支えたり、病気、障がい、老齢などに伴う生活上の不安を取り除いたりすることなどを通じて、より安定した社会を築いていくことが可能となる。



税金の区分や種類

■ねらい

税金についての学習を始めるに当たって、身近な「税金」を自由に発表させることにより、まず税金に興味を持たせる。

■学習内容

税金の種類や仕組み、その特徴にも触れながら「税金」が私たちの生活にどのように関わっているのかを理解させ、なぜ、いろいろな税金があるのかを考えさせる。

■税金の分類方法

- 「どこに納めるか」による分類
 - 国税・地方税
- 「何に対して課税するか」による分類
 - 所得課税・消費課税・資産課税
- 「納め方」による分類
 - 直接税・間接税

■消費税

- 10%の消費税のうち
- 7.8%は国へ
- 2.2%は都道府県へ

■消費税の歴史

- 1988年 消費税法成立
- 1989年 消費税法施行 税率3%
- 1997年 税率5%に引き上げ
- 2004年 「税抜表示」から「総額表示」義務付け
- 2014年 税率8%に引き上げ
- 2019年 税率10%に引き上げ(軽減税率8%導入)
- 2023年 インボイス制度導入



財政の役割

■ねらい

財政の役割について、理解させる。

■学習内容

- 「税金」は公共サービスの対価であること。
- 国や地方は「公共サービス」を提供するための費用を「税金」という形で調達していること。
- 「公共サービス」を受けるのに1円も支払っていないので無料のようだが、みんなで負担した税金で「公共サービス」が提供されていること。

■財政の役割

私たちの生活に必要であっても、利潤を追い求める民間の経済活動では生み出せないサービスや施設を提供する。

■財政の機能

財政の役割は多方面にわたり複雑になってきているが、これを国民経済的な機能という観点から整理すると、「資源配分機能」（公共サービスや社会資本を提供する）、「所得再分配機能」（所得の開きを縮める）、「景気調整機能」（景気の動きを整える）の3つに大別できる。

財政の役割

●財政ってなんだろう？ 財政の代表的な役割とは？

●そのほかの財政の役割

- 所得の再分配機能
- 景気の動きを整える

●財政の働き

国の財政

■ねらい

国の歳入・歳出の内訳がどうなっているのかを学び、税がどのように使われているかを理解させる。また、公債金（国の借金）が年々増加している。自分の家に置き換えてみれば、毎年借金が増えるということは好ましくないことだと、理解させる。

■税収と公債金

国の収入の約68%が「税収」、約25%が「公債金」。「公債金」とは国の借金のことで、元本の返済や利子の支払いなどの負担を、将来の世代に残すことになる。

■国の歳出

国の支出の約74%を、社会保障関係費・国債費（借金の返済と利子の支払い）・地方交付税交付金等で占める。

■一般会計における歳出・歳入の状況

歳出が歳入（税収）を上回る状況（財政赤字）が続いており、借金である国債の発行によって賄われている。

■義務教育費の行政機関別負担割合（令和6年4月現在）

- (注) 1 小・中学校の教育費の負担割合
2 実験器具等購入に際して国の補助を受けるためには一定の要件が必要。
3 負担割合の数値は財務省主計局からのデータ提供による。

国の財政

●国の収入(歳入)の内訳は怎么样了？

●国の一般会計歳入 内訳

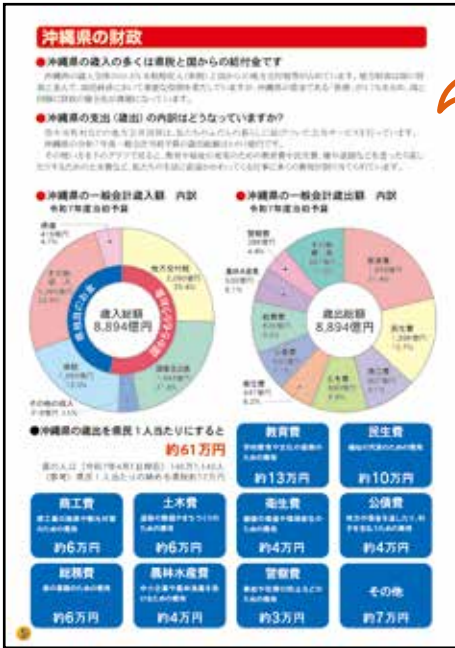
●国の一般会計歳出 内訳

●公債金

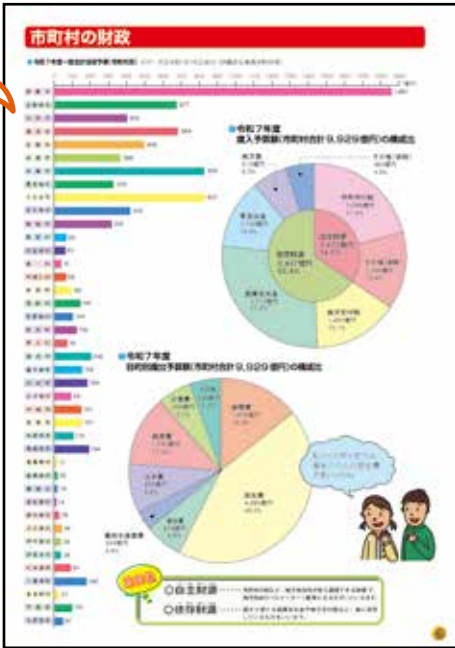
	負担割合	
	国	地方
先生の給料	1	2
教科書	1	0
実験器具等購入	1	1

沖縄県の財政

市町村の財政



■ねらい
 県の歳入・歳出の内訳がどうなっているのか、例えば次のようなイメージで理解をさせる。
 → 歳出では、沖縄県民一人当たりの身近な例で、教育費が13万円、街の整備のための土木費が6万円と、多くの税金が使われている。
 また、歳入ではその半分以上を国からの地方交付税や国庫支出金がお占めている。前のページで確認したが、収入不足を補うために国の借金は年々増加している。そんな厳しい状況の国からの補助等が多くを占めている。



■地方交付税

各地方公共団体は、その地域の経済状況や規模によって、地方税収など財政力に差が生じる。そこで、地域ごとの住民に対する公共サービスに差がでないよう、国が各地方公共団体の財政力の差を調整するために支出するものである。

■国庫支出金

国と地方公共団体が協力して行う事業の財源にあてるため、国が補助金・負担金として支出するものである。

納税の義務

■ねらい

「税」についての民主主義の基本原則を理解させる。

■学習内容

- ① 法律に基づいて課税された税を国民が負担する。
- ② 国の支出の在り方(どのような公共サービスを提供するのか)を決める。

①税に関する法律、②税の使い道(予算)は国会・地方議会で、国民の代表である議員によって決定される。その議員を選ぶのは、③18歳以上の有権者による選挙。

これらが、「税」についての民主主義の基本原則。

■国家の課税権

国を支える税は国民が負担しているが、税を納めない者がいると不公平になるため、ある種の強制力が必要。そのため、憲法で納税の義務を定めている。

■租税法律主義

「あなたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」(憲法第84条)
 ⇒法律によらなければ、国家は租税を賦課徴収できず、一方国民は租税を負担することは無いという原則

■国民の三大義務

- 納税の義務(憲法第30条)
- 勤労の義務(憲法第27条)
 1. すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
 2. 賃金、就業期間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
 3. 児童は、これを酷使してはならない。
- 普通教育を受けさせる義務(憲法第26条)
 1. すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。
 2. すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

納税の義務

●納税の義務は憲法に定められています

●国民主義のもとに税に関する法律は定められています

【日本国憲法第30条】
国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

【日本国憲法第84条】
あなたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

これからの社会と税

■ねらい

日本が抱える問題のひとつに「少子・高齢化」が挙げられ、「少子・高齢化」が進むと、どのような影響があるかを理解させる。

■少子・高齢化について

少子・高齢化の原因は、お年寄りの平均寿命が延びたことと、平均出生率が減少したことである。

少子・高齢化の問題の一つは、社会保障の費用が増えていくことであり、もう一つは、その費用を負担する働き手が減っていくことである。

老後の安定した生活や健康で文化的な社会を実現するためには、大きな費用を必要とし、その財源の中心は税金である。政府からどれだけ公共サービスを受け、その費用をどう負担すべきかを考えていく必要がある。

■社会保障給付費と社会保険料収入の推移について

我が国では、高齢化の進展等に伴って、社会保障給付費が大きく伸びている。一方で、社会保険料収入は、近年、横ばいで推移しているため、社会保障給付費と社会保険料収入の差額は拡大傾向にある。この差額は、主に、国や地方自治体の公費で賄われている。



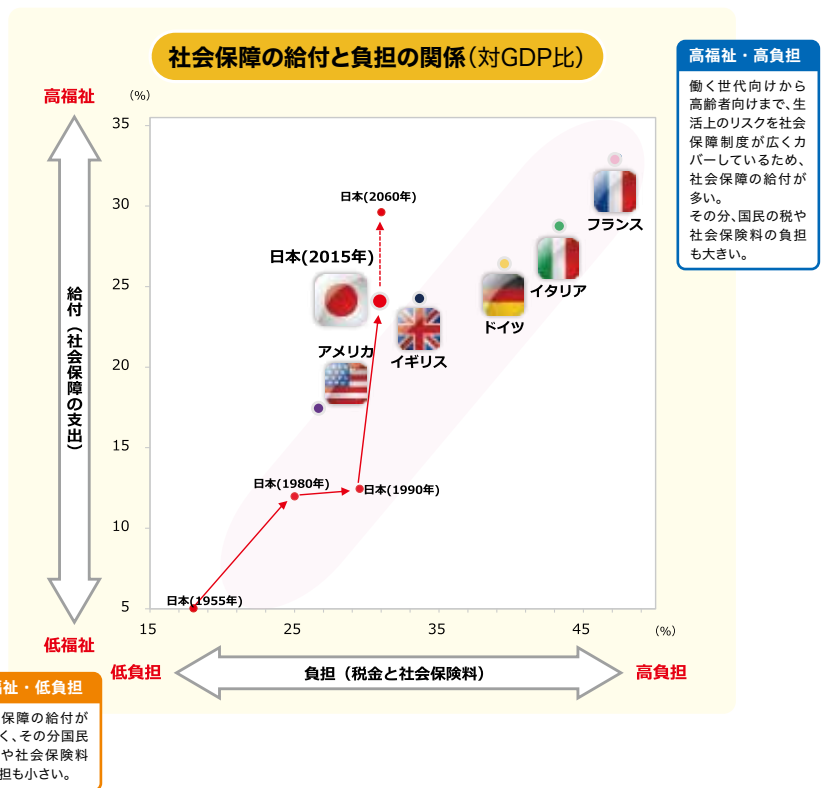
社会保障の給付と国民負担の関係

■ねらい

中福祉(給付)・低負担の日本。少子高齢化が進むと中福祉又は低負担の維持が難しくなることが予想される。外国を見本に、例えばフランスのように高福祉・高負担を選択するのか、アメリカのように低福祉・低負担を選択するのか、あるいはそれ以外の工夫をするのか、そういったことを全国民で考えていかなければならないということを理解させる。

日本の社会保障は、他の主要先進国に比べて、「給付」(社会保障の支出)に対して「負担」(税金と社会保険料)が低くなっており、その状況は高齢化などの要因によって、今後もさらに進んでいくと見込まれています。

高齢化が進行する中での給付と負担のバランスについては、引き続き、国民全体で話し合っていく必要があります。



低福祉・低負担
社会保障の給付が少なく、その分国民の税や社会保険料の負担も小さい。

小さな政府 (低福祉・低負担)
公的サービスの水準は低くなりますが、その分国民の負担も小さくなります。

大きな政府 (高福祉・高負担)
公的サービスの水準は高くなりますが、その分国民の負担も大きくなります。

現在、日本は「中福祉」・「低負担」～どういう関係・バランスがいいんだろう～

令和7年度 税についての作文 入賞作品の紹介

国税庁と全国納税貯蓄組合連合会では、全国の中学生の皆さんから「税についての作文」の募集を行いました。

これは、将来を担う中学生の皆さんが、身近に感じた税に関する事、学校で学んだ税に関する事、テレビや新聞などで知った税の話などを題材とした作文を書くことで、税について関心を持ち、正しい理解を深めていただくという趣旨で実施しているものです。

令和7年度は全国6,339校から426,594編（沖縄93校から4,391編）の作文が寄せられました。この中から内閣総理大臣賞をはじめ総務大臣賞、財務大臣賞、文部科学大臣賞、国税庁長官賞などの優秀作品を選考し、賞状及び記念品を贈呈しました。

令和8年度も6月上旬から9月上旬に作文の募集を予定しています。県内の中学生の皆さんからの活発なご応募をお待ちしております。

もっと詳しく



国税庁HP
(入賞作品)

■国税庁長官賞

「支え合う社会をつくる税金」
「炭素税を取り入れよう」

うるま市立高江洲中学校3年
沖縄尚学高等学校附属中学校3年

仲村 心恋
神下 美海

■全国納税貯蓄組合連合会会長賞

「税と私たちの未来」

北中城村立北中城中学校3年

山内 莉央

■一般財団法人大蔵財務協会理事長賞

「小さな気付き、大きな学び」

宮古島市立北中学校3年

下地 凜子

■日本税理士会連合会会長賞

「僕と海と、税金がした冒険」

宮古島市立久松中学校3年

森本 和光

■公益財団法人全国法人会総連合会会長賞

「幸せをつなぐ輪」

沖縄市立山内中学校3年

金城 みのり

トピック：インボイス制度

■消費税率の引上げとその使いみちについて

現在、急速な高齢化に伴って社会保障の費用は増え続け、財源を借金に頼る分も増えており、将来の世代に負担を先送りしている状況です。社会保障の負担をあらゆる世代で分かち合い、現在の社会保障制度を次の世代に引き継ぐためには安定した財源の確保が必要であることから、消費税率は、平成26年4月に5%から8%、令和元年10月に8%から10%へ引き上げられました。

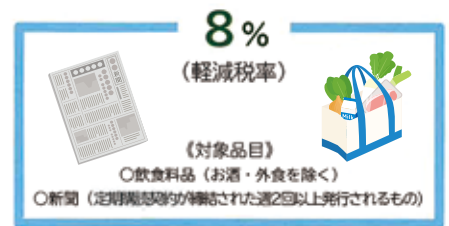
税率が引き上げられたことで増える税収は、全て社会保障に充てられ、待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などに使われます。

■インボイス制度

(適格請求書等保存方式) について

消費税率10%への引上げと同時に、所得の低い方々への配慮の観点から、毎日の生活で多くの方が購入する飲食料品(お酒・外食除く)等の購入に係る税率は8%(軽減税率)が適用されることとなり、消費税率が10%と8%の複数税率となったことから、事業者が消費税の税額を正しく計算するための仕組みとして、令和5年10月にインボイス制度が導入されました。

インボイス(適格請求書)を発行する事業者に対して、請求書等に適用税率や税額を明記して交付することが義務付けられているため、売り手と買い手の間で適用税率などに誤りがないか確認できるようになります。



インボイス(適格請求書)のイメージ

請求書
＜12月分＞ ○年○月○日

●●(株)御中 (株)△△

① 登録番号: T123456...

日付	品名	金額
11/1	魚 * ④	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円 消費税 11,200円	
② 8%対象 40,000円 消費税 3,200円		③
10%対象 80,000円 消費税 8,000円		
④ * 軽減税率対象		

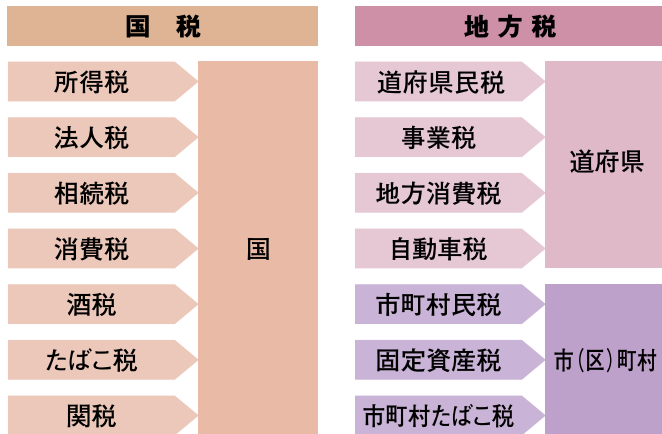
インボイス制度により追加して記載する事項

- ① 登録番号
- ② 適用税率
- ③ 消費税額
- ④ 軽減対象品目である旨

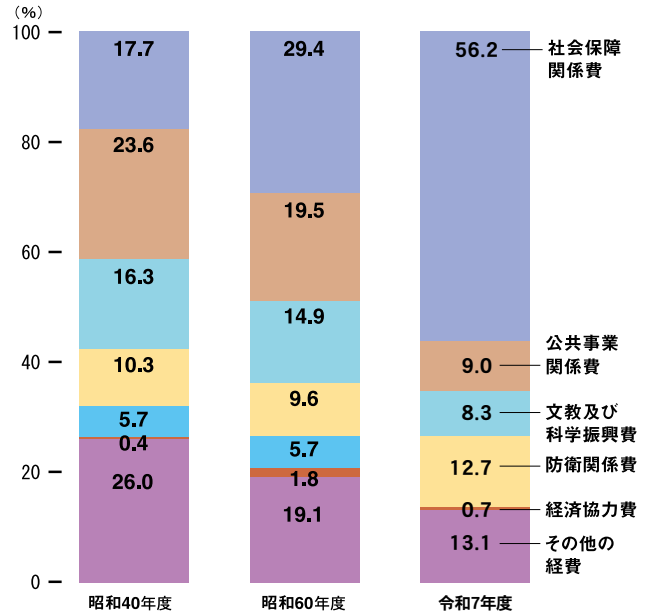
1 税の区分や種類

→生徒用冊子 p2 参照

■主な租税



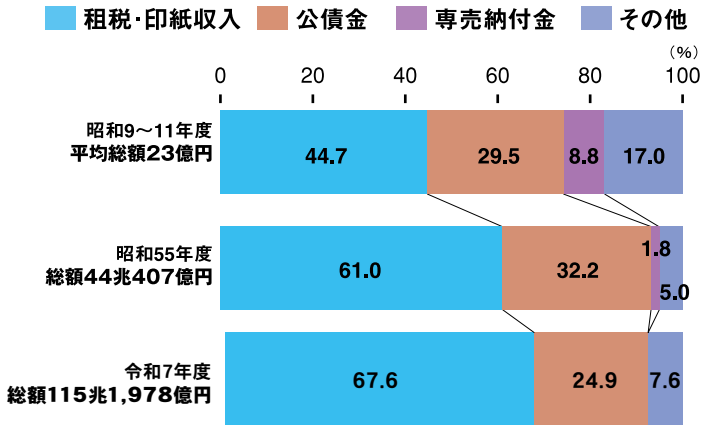
■一般歳出(国債費、地方交付税交付金を除く)内訳の推移



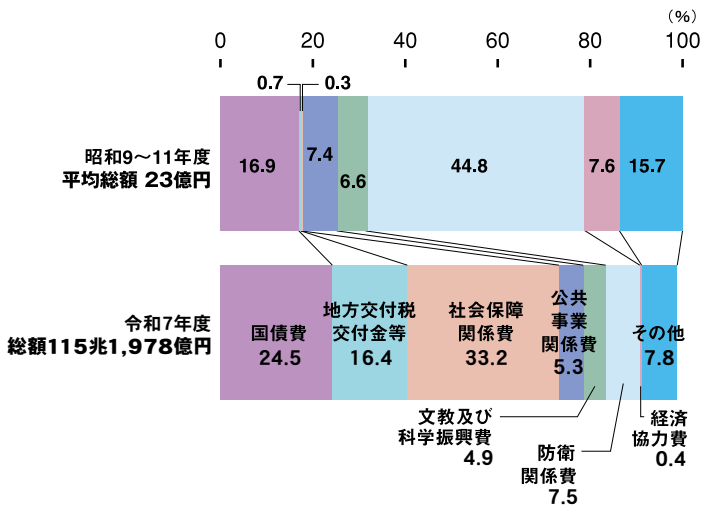
2 国の財政

→生徒用冊子 p 4 参照

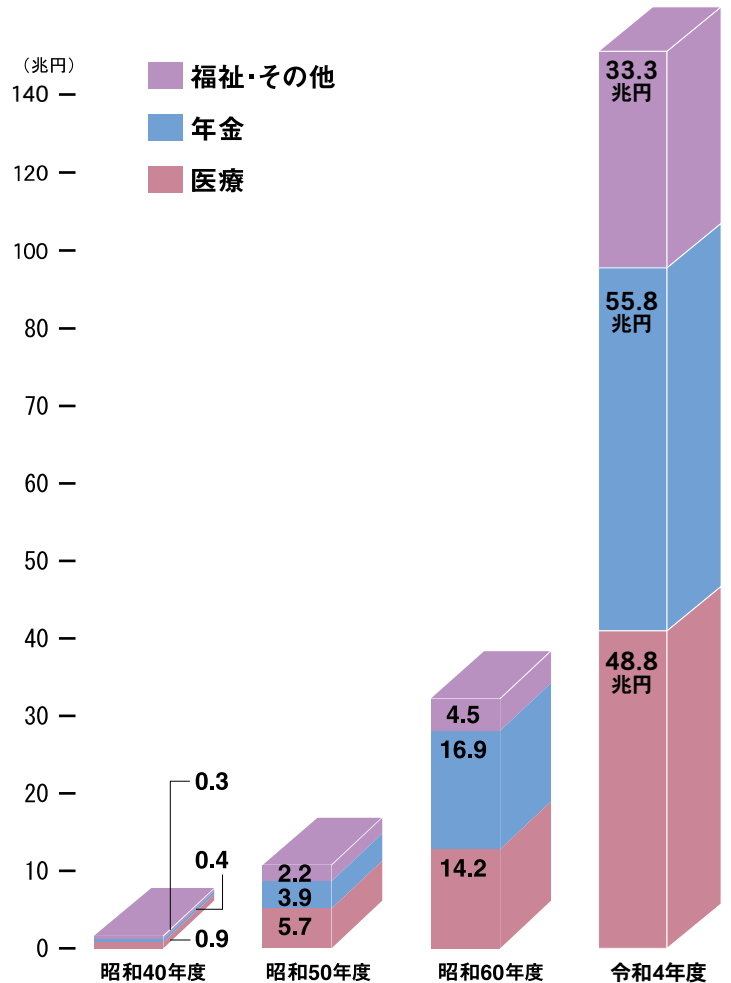
■戦前と戦後の一般会計歳入の推移



■戦前と戦後の一般会計歳出の推移

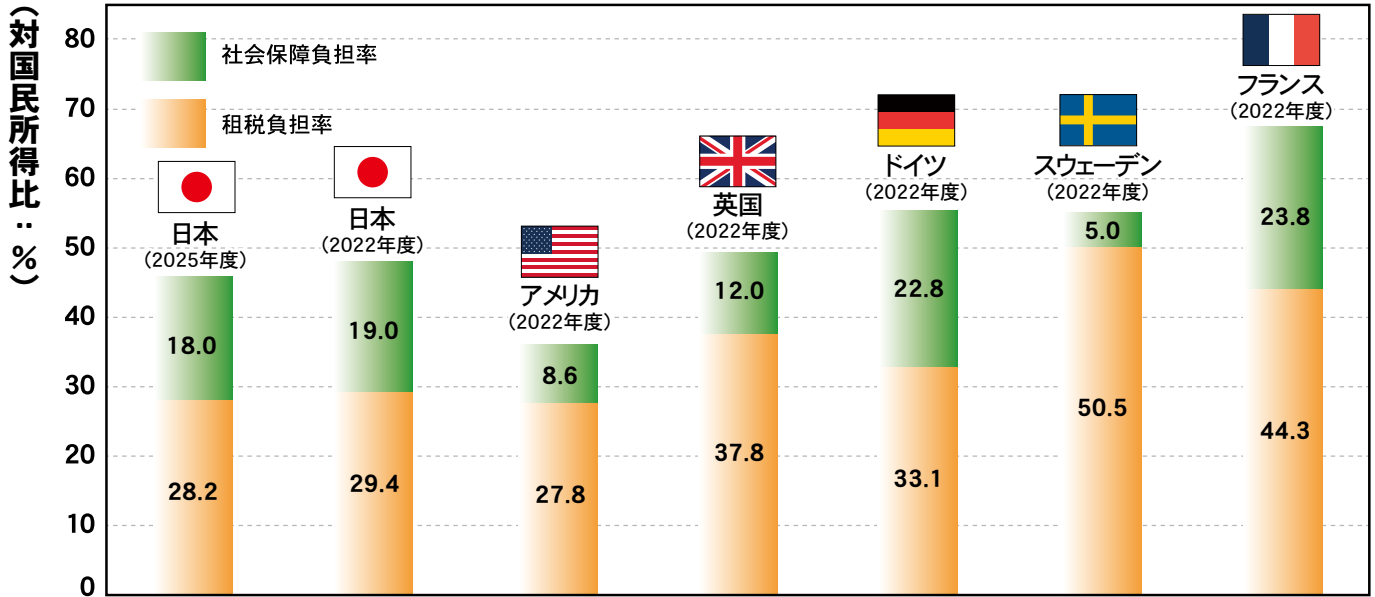


■社会保障費用(旧社会保障給付費)の推移



国民負担率の国際比較(国民所得比)

→生徒用冊子 p9参照



財務省 日本の財政関係資料(令和7年4月)

3 地方の財政

→生徒用冊子 p5.6参照

身近な財政支出

●国と地方公共団体の負担額合計(令和5年度)

	総額	国民1人あたり
警察・消防費	5兆4,456億円	43,792円
市町村のゴミ処理費用	2兆6,001億円	20,910円
国民医療費の公費負担額(令和4年度)	17兆6,837億円	141,530円

●警察署・交番・駐在所の数

	令和6年4月1日現在
警察署	1,149
交番	6,215
駐在所	5,923

●消防署・消防出張所の数

	令和6年4月1日現在
消防本部	720
消防署	1,716
消防出張所	3,088

●一般廃棄物の排出量

	単位	令和5年度
ごみ総排出量	万t	3,897
1人1日あたりのごみ排出量	g	851

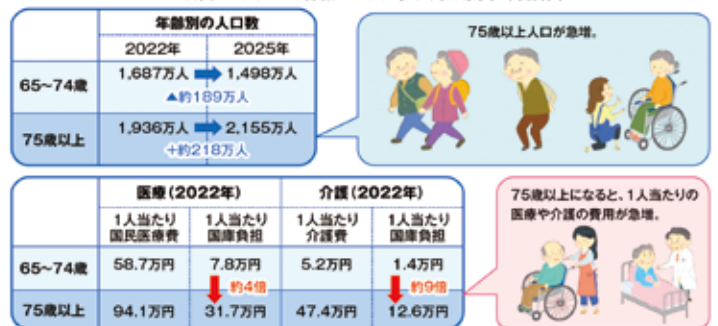
※参考資料：環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等(令和5年度)について」

4 これからの社会と税

→生徒用冊子 p8参照

75歳以上人口の増加と1人あたり医療費・介護費

2025年にいわゆる「団塊の世代」の全員が後期高齢者である75歳以上になり、1人当たりの医療や介護の費用は急増



(出所) 年齢階級別の人口は、総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位・死亡中位仮定)

国民医療費は、厚生労働省「令和4年度国民医療費の概況」、介護費は、厚生労働省「介護給付費実態統計(令和4年度)」、総務省「人口推計」

(注) 1人あたり国民医療費・介護費は、年齢階級別の国民医療費・介護費を人口で除して機械的に算出。

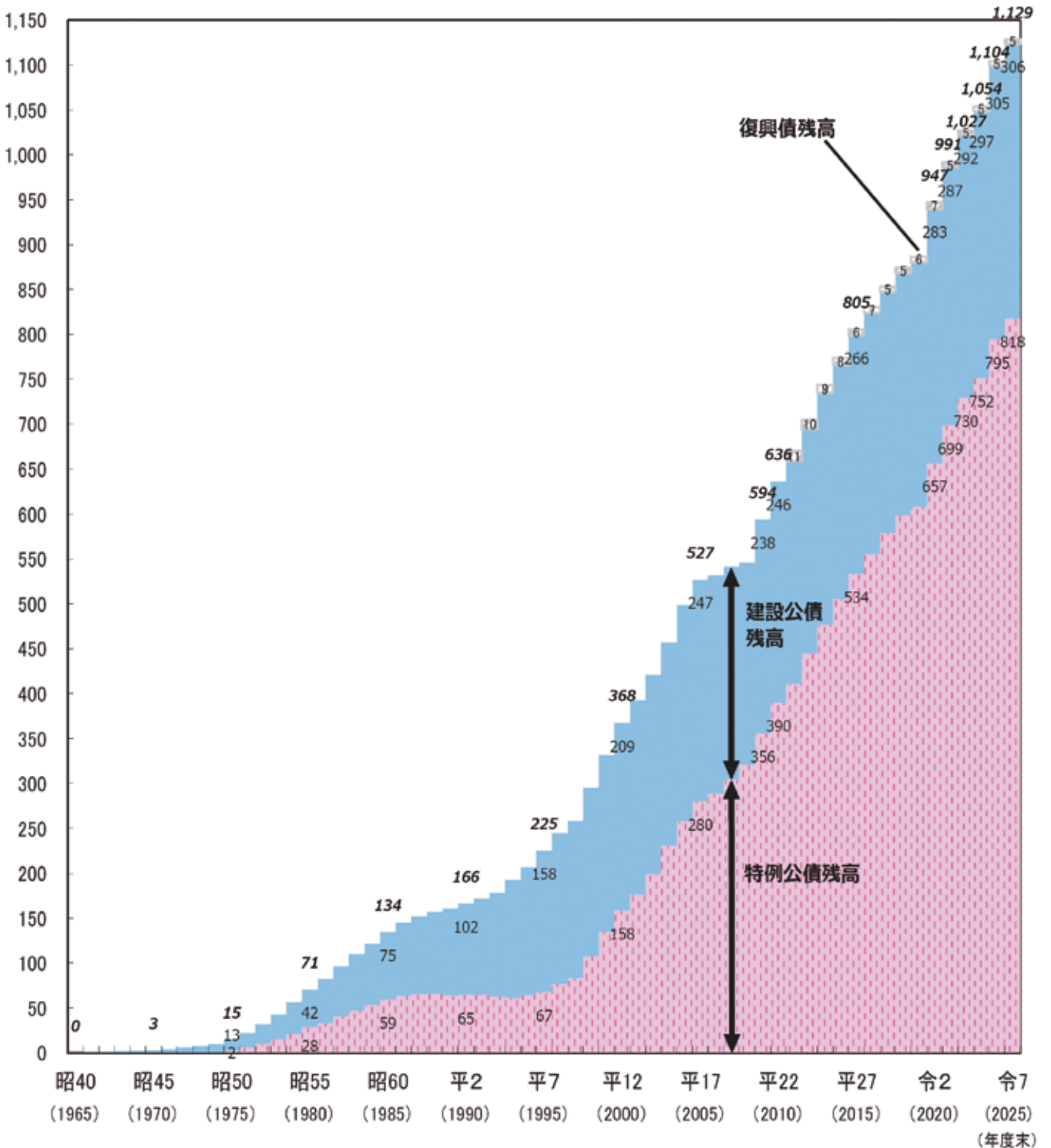
1人あたり国庫負担は、それぞれの年齢階級の国庫負担額を2022年時点の人口で除すなどにより機械的に算出。

普通国債残高の累増

→生徒用冊子 p 4 参照

普通国債残高は、累増の一途をたどり、令和7年度末には1,129兆円に上ると見込まれています。

(兆円)



財務省 日本の財政関係資料 (令和7年4月)

(注1) 令和5年度末までは実績、令和6年度末は補正予算、令和7年度末は予算(修正後)に基づく見込み。

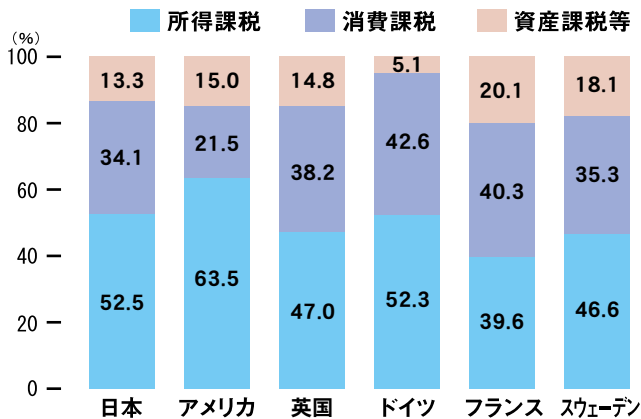
(注2) 普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和40年度の歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特別公債、年金特別公債、GX経済移行債及び子ども・子育て支援特別公債を含む。

(注3) 令和7年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は1,074兆円程度。

5 税の国際比較

→生徒用冊子 p9参照

■所得・消費・資産課税等の税収構成比



(注1) 日本は令和3年度(2021年度)決算、諸外国はOECD "Revenue Statistics" のデータのうち2021年の計数を使用(ドイツは推計による暫定値)。
 (注2) 所得課税合計は、個人所得課税と法人所得課税の合計であり、利子、配当及びキャピタルゲインに対する課税が含まれる。ただし、四捨五入の関係上、各項目の係数の和が合計値と一致しないことがある。
 (注3) 資産課税等には、資産課税及びその他の課税が含まれる。
 (注4) 消費課税とは、物品の消費やサービスの提供などを対象として課される税の総称で、代表的なものが消費税である。

■消費税(付加価値税率)の国際比較 (2024年1月現在)

国名	導入年	標準税率 (%)
フィンランド	1994	24
デンマーク	1967	25
フランス	1968	20
ドイツ	1968	19
オランダ	1969	21
スウェーデン	1969	25
ルクセンブルク	1970	17
ノルウェー	1970	25
ベルギー	1971	21
イタリア	1973	22
英国	1973	20
韓国	1977	10
ニュージーランド	1986	15
ポルトガル	1986	23
スペイン	1986	21
ギリシャ	1987	24
日本	1989	10
カナダ	1991	13
ポーランド	1993	23
中国	1994	13
スイス	1995	8.1
アイスランド	1990	24
オーストラリア	2000	10

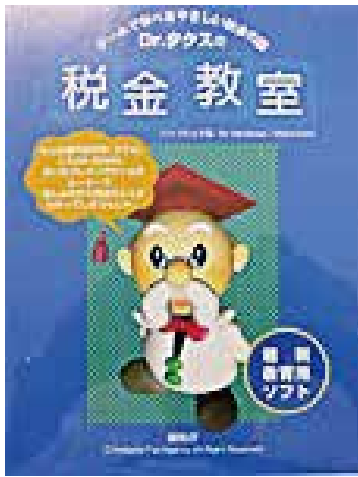
日本の消費税率10%のうち2.2%は地方消費税(地方税)である。

■主要国の年金制度の国際比較

(※1)

	日本	アメリカ	英国	ドイツ (※2)	フランス (※2)	スウェーデン (※2)
制度体系						
被保険者	全居住者	無業者を除き居住者は原則加入	一定以上の所得のある居住者	居住している被用者は原則加入 (注) 医師、弁護士等の一部の自営業者も加入	無業者を除き居住者は原則加入	一定以上の所得のある居住者 (※3)
保険料率/額 (一般被用者の場合)	厚生年金 18.3% (労使折半) 国民年金 月額17,510円 (2025年度額)	12.4% (労使折半)	21.8% (※4) 〔本人: 8.0% 事業主: 13.8%〕	18.6% (労使折半)	17.47% (※5) 〔本人: 6.90% 事業主: 10.57%〕	17.21% (※6) 〔本人: 7.0% 事業主: 10.21%〕
支給開始年齢 (※7)	厚生年金 ・男性: 65歳 ・女性: 63歳 (注) 女性は2030年度までに65歳に引上げ予定	66歳8か月 (注) 2027年までに67歳に引上げ予定	66歳 (注) 2028年までに67歳に引上げ予定 (注) 2046年までに68歳に引上げ予定	66歳4か月 (注) 2029年までに67歳に引上げ予定	満額拠出期間(※8)を満了する場合 62歳9か月 (注) 2030年までに64歳に引上げ予定 満額拠出期間を満了しない場合 67歳	— (注) 63歳以降本人が受給開始時期を選択 (注) 2026年までに64歳に引上げ予定
最低加入期間	10年	40四半期 (10年相当) (※9)	10年	5年	なし	なし
財政方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式 (注) プレミアム年金は積立方式

※1 2025年4月時点
 ※2 ドイツは一般年金保険、フランスは一般制度、スウェーデンは所得に基づく年金についての保険料率、支給開始年齢等をそれぞれ記載している。
 ※3 スウェーデンの保証年金は、低・無年金者に対して税財源により支給される制度である。支給開始年齢は66歳(2026年までに67歳に引上げ予定)で、現にスウェーデンに居住していること、かつ、3年以上のEU諸国等(うち1年以上はスウェーデン)での居住又は就労歴が必要。
 ※4 英国の保険料は、失業給付等の年金以外の種類の給付にも充てるものとして徴収されている。また、保険料率は、所得に応じて異なる料率となる場合がある。
 ※5 フランスの保険料率は、所得に応じて異なる料率となる場合がある。
 ※6 スウェーデンの保険料率は、老齢年金に充てるものとして徴収されている保険料の料率であり、遺族年金等の保険料については別途課せられ、事業主のみが負担する。
 ※7 上記の表における支給開始年齢とは、給付算定式で得られた額を増減額なく受け取ることができる年齢をい、国によっては生年月日や職種等によって例外が設けられている場合がある。
 ※8 満額拠出期間とは、年金額の満額受給に必要な保険料拠出期間をいう。1962年生まれの者は42年3か月(169四半期)であるが、段階的に延長されており、1965年生まれの者は以降は43年(172四半期)となる予定。
 ※9 所定の保険料納付に応じて、1年につき最大4単位分の保険料記録が付与されるところ。老齢年金の受給には、40単位分(10年相当)の保険料記録が必要となっている。
 資料出所: 各国政府の発表資料 ほか



税に関する授業(租税教室)について

租税教育推進協議会では、税務署、教育行政機関、地方税機関、関係民間団体と協力して租税教育の充実に向け、税務職員、地方税職員、関係民間団体職員等の租税教室への講師派遣を行っておりますので、是非ご活用下さい。

開催にあたっては、例年1月～2月頃に沖縄県教育庁義務教育課の協力を得て、翌年度の租税教室の開催希望の有無等についてアンケートを提出いただいております。なお、アンケート提出期間後であっても、開催を希望する場合には、各税務署へご連絡いただければ、随時受付が可能です。

※租税教室ではパワーポイントを使い、アニメも活用するなど、楽しく税金について学べるようになっています。

【連絡窓口】

- 那覇税務署(那覇市旭町) TEL867-3101
- 名護税務署(名護市東江) TEL 52-2920
- 北那覇税務署(浦添市宮城) TEL877-1324
- 宮古島税務署(宮古島市平良字東仲宗根) TEL 72-4874
- 沖縄税務署(沖縄市東) TEL938-0031
- 石垣税務署(石垣市字登野城) TEL 82-3074

国税庁ホームページの 税の学習コーナーへ

税について
もっと知りたいときは…

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp>



税の学習コーナー 検索

生徒の皆さんへ

税についてもっと詳しく学びたいときに、こちらの資料をご利用ください。



先生方へ

生徒の皆さんに税の意義・役割について伝えるための講師用マニュアルワークシートや租税教育の事例集等を提供しています。



(注) ホームページの画面は令和8年1月現在のものです。

クイズやゲーム、アニメなどを通じて楽しく税について学べるコーナーもあります。

マイナンバーについて

- マイナンバーとは、国民1人に1つの自分専用の番号のことです。一生使うものなので、大切にしましょう。
- 役所同士がマイナンバーで繋がった情報をやり取りするので、いろんな役所に書類を貰いに行かずに済んだり、提出書類が省略できたりします。
- マイナンバーは、私たちの健康や生活を守るために欠かせない社会保障や公平な税負担及び災害があった場合の手助けのための手続きなどに利用されます。
- スマホやパソコンでオンライン手続きが可能になります。



編集・発行

沖縄県租税教育推進協議会
(事務局 那覇市旭町9 沖縄国税事務所内)

	中学校	3年	組
名前			

●表紙の写真
令和7年5月完成の沖縄県立開邦高等学校の校舎。